マルナカ新宇多津店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年4月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所	番出の概要		
高松市天神前7番18号 株式会社合田工務店 高松市天神前9番5号 観音寺モール 名称及び所在地	届出者の氏名又は	株式会社合田不動産	
株式会社合田工務店 高松市天神前9番5号 観音寺モール 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか 変更しようとする 事項			
高松市天神前9番5号	H 17.00 12.07		
大規模小売店舗の 名称及び所在地 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか 一次更しようとする 事項			
名称及び所在地 観音寺市本大町字井手南	七坦増小吉広紬の		
変更しようとする事項 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 変更前 3,910㎡ 変更後 4,197㎡ 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項(1)駐車場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 変更後 位置 別図のとおり収容台数 292台 位置 別図のとおり収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり面積 200.0㎡ 位置 別図のとおり面積 30のとおり面積 200.0㎡ (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		1971	
変更的 3,910㎡ 変更後 4,197㎡ 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 259台 変更後 位置 別図のとおり収容台数 292台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更後 位置 別図のとおり面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり面積 200.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり容量 変更前 位置 別図のとおり容量 変更前 位置 別図のとおり容量 変更後 位置 別図のとおり容量 変更後 位置 別図のとおり容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項(1)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更後 4,197㎡ 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1)駐車場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 259台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 292台 (2)駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ の要後 位置 別図のとおり っつでである。 のでは、一般を変更を変更が、対域のといる。 変更後 位置 別図のとおり っつでである。 などのできないる。 などのできないるない。 などのできないる。 などのできないるないる。 などのできないるないる。 などのできないる。 などのできないるないる。 などのできないるないる。 などのできないるないる。 などのできないるないるないるない。 などのできないるないるないる。 などのできないるないるないるないる。 などのできないるない。 などのできないるないるないるない。 などのできないるないるない。 などのできないるないるない。 などのできないるない。 などのできないるないるないるない。 などのできないるないるないるないるないるない。 などのできないるないるないるない。 などのできないるない。 などのできないるないるない。 などのできないるない。 などのできないるないるないないない。 などのできないるないないないないないない。 などのできないないないないない。 などのできないないるないないないないないないないないないないないないな			
2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 2 9 2 台 変更後 位置 別図のとおり収容台数 2 9 2 台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり収容台数 8 8 台 変更後 位置 別図のとおり収容台数 1 3 6 台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり面積 1 6 0 . 0 m² 変更後 位置 別図のとおり面積 2 0 0 . 0 m² 変更後 位置 別図のとおり容量 変更前 位置 別図のとおり容量 3 9 . 0 m² 変更後 位置 別図のとおり容量 3 9 . 9 m² 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	事 垻		
(1) 駐車場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 259台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 292台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0 m² 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0 m² 変更後 位置 別図のとおり っつでである。 変更後 位置 別図のとおり っつでである。 変更後 で変更が では 別図のとおり っつでである。 変更後 では 別図のとおり っつでである。 変更が では 別図のとおり っつでである。 変更後 では 別図のとおり っつでである。 変更後 でまる。 9 m² 変更後 では 別図のとおり っつでである。 39.9 m² 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の関店時刻及び閉店時刻			
変更前 位置 別図のとおり 収容台数 259台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 292台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 0位置 別図のとおり 収容台数 88台 200とおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更的 位置 放露のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			関する事項
収容台数 259台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 292台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり っている。 でのである。 変更後 位置 別図のとおり っている。 などでである。 などでである。 変更後 位置 別図のとおり っている。 などである。 などである。 などのである。 などのではなどのである。 などのである。 などのではなどのである。 などのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのでは		(1)駐車場の位置及び収容台数	
変更後 位置 別図のとおり 収容台数 292台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり って ののとおり って のののとおり って ののとおり って のののとおり って ののである。 ののであるのである。 ののであるのである。 ののである。 の		変更前 位置 別図の	とおり
収容台数 292台		収容台数 2	5 9 台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数 変更前 位置 別図のとおり 収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり ってででででででででででででででででででででででででででででででででで		変更後 位置 別図の	とおり
変更前 位置 別図のとおり収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり面積 変更後 位置 別図のとおり面積 200.0㎡ (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり容量 変更前 位置 別図のとおり容量 200.0㎡ 変更後 位置 別図のとおりのでありまりますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表し		収容台数 2	9 2 台
収容台数 88台 変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		(2) 駐輪場の位置及び収容台数	
変更後 位置 別図のとおり 収容台数 136台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		変更前 位置 別図の	とおり
収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		収容台数 8	8台
収容台数 136台 (3)荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		変更後 位置 別図の	とおり
(3) 荷さばき施設の位置及び面積 変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0 m² 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0 m² (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			3 6 台
変更前 位置 別図のとおり 面積 160.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0㎡ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9㎡ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
面積 160.0 m ² 変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0 m ² (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m ³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m ³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更後 位置 別図のとおり 面積 200.0 m² (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
面積 200.0 m ² (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m ³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m ³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更前 位置 別図のとおり 容量 69.0 m³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
容量 69.0 m³ 変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更後 位置 別図のとおり 容量 39.9 m ³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
容量 39.9 m ³ 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
変更前 株式会社TSUTAYA STOREホールディ			UTAYA STORETHATA
			26 4 0 Ph
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前2時			前10時 閉店時刻 午前2時
株式会社大屋			X
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時			前10時 閉店時刻 午後12時 │
株式会社フジ			No a standard to the standard
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時			前9時 閉店時刻 午後8時
その他			No a standard to the standard
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時			1 1 1 1 1 1
変更後 株式会社ハローズ			
開店時刻 午前 0 時 閉店時刻 午後 1 2 時		開店時刻 午	前 0 時 閉店時刻 午後 1 2 時

		株式会社大屋
		開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時
		その他
	(9) 並復	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 が駐車場を利用することができる時間帯
	変更	
		第2駐車場 同上
		第3駐車場 同上
	変更	夏後 駐車場① 午前 O 時から午後 1 2 時まで
		駐車場② 午前6時から午後10時まで
		駐車場③ 午前10時から午前0時30分まで
	(3) 駐車	場の自動車の出入口の数及び位置
	変更	見前 出入口の数 4箇所
		位置 別図のとおり
	変更	
		位置 別図のとおり
		ばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
	変更	
		荷さばき施設2 同上
		荷さばき施設3 同上
		荷さばき施設4 同上
	変更	
		荷さばき施設② 午前0時から午後12時まで 荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで
		荷さばき施設④ 一年前の時から午後10時まで 一 荷さばき施設④ 同上
		荷さばき施設⑤ 同上
	<u> </u>	図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に
	然なわ、「別凶」は有畸し、その凶曲を下記の袱見場別において袱見に 供する。	
変更年月日	平成22年1	2月1日
変更理由	店舗リニュー	アルを行い、顧客サービスの向上を図るため

2 届出年月日 平成22年3月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課	
縦覧期間	平成22年4月7日 (水曜日) から同年8月9日 (月曜日) まで	

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成22年8月9日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音 寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革	
	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地	
	- 意見の内容	
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号	

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ